

家畜伝染病発生時における防疫連携協力に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と学校法人加計学園千葉科学大学（以下「乙」という。）は、銚子市で発生した家畜伝染病発生時における防疫連携協力のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内の畜産農場において緊急的な対策が必要となる家畜伝染病が発生し、甲がその防疫措置を実施する際に、甲が陸上自衛隊に派遣要請し銚子市内に宿営する場合に乙が協力し、地域社会の安全と安心に寄与することを目的とする。

（対象となる家畜伝染病）

第2条 本協定の対象となる家畜伝染病は、家畜伝染病予防法第2条第1項で定めるもののうち、「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」及び甲が必要と認める家畜伝染病とする。

（連携協力事項）

第3条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次に定める事項について連携協力する。

- (1) 甲は、防疫措置を行うにあたり陸上自衛隊に災害派遣を要請したことを見知ること。
- (2) 甲は、災害派遣を行う陸上自衛隊の部隊（名称、規模、期間等）が決定したことを通知するとともに、乙に施設利用の要請を行うこと。
- (3) 乙は、甲の要請を受け、部隊の宿泊施設及び駐車施設を貸出すること。
- (4) 乙は、宿営する自衛隊の部隊に必要な便宜を図ること。
- (5) 甲は、乙の貸出施設の利用に係る経費を支払うこと。
- (6) その他、両者が必要と認める防疫措置に関する事。

（経費）

第4条 この協定に基づき、乙が要した経費については甲が負担する。

（協働の公表）

第5条 甲と乙は、防疫措置活動の実施、内容及びその効果について、各々の広報活動等として発表することができる。

（有効期間）

第6条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いづれかからの文書をもって協定を終了する旨の通知をしない限り継続するものとする。

（変更及び解除）

第7条 甲及び乙のいづれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙間で協議のうえ、本協定を変更又は解除することができる。

（雑則）

第8条 この協定に定めがない事項について定めをする必要が生じた時、またはこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷俊人



乙 千葉県銚子市潮見町3番
学校法人加計学園 千葉科学大学
学長 東祥三

